

JKK 東京(東京都住宅供給公社)

キッチンカー出店事業者募集要項



【2024年3月21日版】

本募集要項は、改訂する場合があります。当会社 HP から最新版のものをご確認ください。

JKK 東京(東京都住宅供給公社)では、外出機会や賑わいの創出による団地活性化のために、当社が管理する JKK 住宅(※)敷地内へキッチンカーを誘致することといたしました。

キッチンカーを出店する事業者を募集いたしますので、本募集要項をご確認の上、ご応募をお願いいたします。

(※)JKK 東京が建設・管理する一般賃貸住宅を指します。都営住宅等は含まれません。

1 募集概要

当社が指定する住宅敷地内の区画を使用し、土地使用料を支払って、キッチンカー事業(店舗機能を有した自動車を停車させ、住宅の居住者及び近隣住民に物品又はサービスを提供する事業)の運営を行っていただきます。

応募できる事業者は、募集条件を満たした日本国内で複数のキッチンカーを統括して運営する事業者であり、個別のキッチンカーのオーナー様等はお申込みできません。

募集から出店までの流れは以下のとおりです。詳細は次ページ以降をご参照ください。

I 事前登録 : はじめに、事前登録を行っていただく必要があります。

申込書類の提出 : 申込書類をご提出ください。(随時受付)



事前登録の通知 : 当社にて申込書類に基づき資格審査を行い、審査を通過した申込者へ、登録を通知します。

II 出店事業者の募集

対象住宅の通知 : 事前登録した事業者に対し、メールにより対象住宅毎の出店者募集をご案内します。



希望者による申込 : 出店を希望する登録事業者は、期限内に申込書類をご提出ください。

III 出店事業者の選定

出店事業者の選定 : ご提出いただく申込書類に基づき、当社は対象住宅毎の出店事業者(1者)を選定します。

IV 土地使用承認

土地使用承認 : 出店事業者に対し、当社から出店場所の土地使用承認を行います。



キッチンカー出店開始

V 土地使用料の支払い

売上報告 : 出店日時や売上金額を、毎月ご報告いただきます。



土地使用料の支払い : 売上金額に応じた土地使用料を原則として四半期ごとにお支払いいただきます。

2 キッチンカー出店事業者募集の詳細について

I 事前登録

JKK 住宅敷地内においてキッチンカー事業の実施を希望する事業者は、事前登録を行っていただく必要があります。事前登録した事業者(以下、「登録事業者」という)を対象に、各JKK 住宅で出店を行う事業者(以下、「出店事業者」という)の募集をメールによりご案内します。事前登録を希望される方は、(1)の申込資格があることをご確認の上、(2)の必要書類をご提出ください。

(1)申込資格

下記の①～⑥すべての条件を満たす必要があります。

- ① 日本国内で複数のキッチンカーを統括し、各キッチンカーの出店手配や苦情処理など、出店にかかる各種調整を行う事業者(以下「統括事業者」という)、その他当社が認める事業者であること。
- ② 直近2年以内に、同一の場所で週1日以上の出店を3か月以上継続してキッチンカー事業の運営を実施した実績を有すること。
- ③ 実施住宅及び周辺の状況を把握し、住宅ごとの出店場所・出店時間・注意事項等を記載した運営マニュアルを作成し運用できること。
- ④ 日本国内に登記のある法人であること。
- ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に該当する暴力団・暴力団員に該当しないこと。また、法人役員及び使用人等が暴力団員に該当しないこと。(※)

※事前登録後に該当することが判明した場合は登録を取り消します。なお、当社が必要と判断した場合は、暴力団又は暴力団員の該当性について警察へ照会する場合がありますので、ご了承下さい。

(2)申込書類

下表の申込書類について、P8に記載の書類提出先まで PDF 等のデータをメールによりご提出ください。No.1、6～8の書類については、郵送または持参により併せて原本を紙でご提出ください。ご提出時には P8に記載の問合せ先まで事前に電話にてご連絡をお願いします。

なお、郵送事故等による書類の不着には責任を負いかねますので、郵送の場合は特定記録郵便等の、到達状況を確認できる手段による提出を推奨いたします。

No.	書類名	様式
1	キッチンカー 事前登録申込書	公社指定 (別添1)
2	会社概要書	任意
3	直近1年以内時点の、日本国内で統括するキッチンカーの数を確認できる資料	任意
4	直近2年以内に、同一の場所で週1日以上の出店を3か月以上継続してキッチンカー事業の運営を実施した実績を確認できる資料 (出店実績の一覧表等)	任意
5	統括している個々の事業者に、出店にあたってのルールを周知していることが確認できる資料 (運営マニュアルの基本フォーマット、または他物件で使用した運営マニュアル等。他物件で使用した運営マニュアルを提出する場合は、個人情報等を遮蔽すること。)	任意

(次ページへ続きます)

6	発行日から3ヶ月以内の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	所定
7	発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書	所定
8	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	公社指定 (別添2)

当社は、取得する個人情報について、別に定める[東京都住宅供給公社 個人情報保護方針](#)に基づき取り扱います。

また、申込書類の返却はできませんのでご了承ください。

(3)資格審査

ご提出いただいた申込書類を基に審査を行い、後日審査結果をご連絡いたします。必要に応じて、お申込者にヒアリング等をさせていただく場合があります。

審査を通過した場合は、その証明として参考1「登録事業者通知書」をお送りします。

(4)有効期間

登録事業者としての有効期間(以下、「登録有効期間」とします。)は、2027年3月末日までです。それ以降は、3年毎に登録有効期間を設定します。

登録有効期間終了後は、事前登録の手続きが再度必要となります。ただし、本募集要項に基づくキッチンカー事業の出店実績があり、キッチンカー事業を実施するにあたり特段の支障がないと当社が判断した場合は、再登録手続きを免除する場合があります。

(5)通知義務

登録事業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を当社に通知してください。

- ① 商号(名称)、住所、主たる事務所の所在地、代表者を変更したとき。
- ② 法人が解散したとき。
- ③ 民事再生手続開始の申立又は破産手続開始の申立、若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- ④ その他(1)の申込資格を満たさなくなったとき

(6)事前登録の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、事前登録を取り消すことがあります。

- ① (5)の通知義務を怠ったとき及び(5)の②から④に該当するとき。
- ② 不適切な行為等により、信頼関係を著しく害すると当社が認めたとき。
- ③ その他、本募集要項や、出店事業者募集時、土地使用承認時において定める事項に違反したとき。

Ⅱ 出店事業者の募集

(1) 出店区分

出店方法は以下の2つの区分があり、当公社が募集ごとにいずれかを指定します。

- ・継続出店型 …対象住宅の特定の区画において、一定期間継続して出店していただきます。原則、年度ごとに当店事業者の再募集を行います。
 ※近傍の複数住宅の区画をまとめて、グループ単位で出店事業者1者を募集する場合があります。
 ※既に継続出店型の出店事業者がいる住宅の近傍の住宅において、当公社が新たに継続出店型の募集を行う場合、既存事業者と協議のうえ、出店事業者に指定する場合があります。
- ・イベント出店型…当公社や自治会等が住宅内で開催するお祭り等のイベントに合わせて、短期間で出店していただきます。原則、イベントごとに当店事業者の募集を行います。
 ※既に継続出店型の出店事業者がいる住宅において、当公社が新たにイベント出店型の募集を行う場合、既存事業者と協議のうえ、出店事業者に指定する場合があります。

出店条件は下表を原則とし、対象住宅ごとに当公社が個別に設定します。

出店区分	継続出店型	イベント出店型
出店区画	・1区画あたり約1.8m×約5.2mとする ・区画位置は当公社が指定する	
出店期間	年度末(毎年3月末)まで	イベント毎に指定する
出店日時	・事業者の提案による ・9時～20時(開店・閉店準備にかかる時間を含む)の間で当公社が指定する ※初めてキッチンカーが出店する住宅では一定の制限を設け、状況を見ながら出店日時を拡大します。	イベント毎に指定する
土地使用料	・売上金額の3%以上(事業者の提案による)	
その他	・毎月未までに、翌月の出店予定を告知するチラシを作成し、データを当公社のキッチンカー担当までメールで送付すること。形式はPDFを原則とする。	・イベントの告知に使用できるよう、出店者や提供メニューに関する広告素材(商品の画像データ等)を、当公社のキッチンカー担当または当公社が指定するイベント関係者までメールで送付すること。

(2) 申込方法

登録事業者には、登録時に申告いただいたメールアドレス宛に出店事業者募集情報を随時通知します。募集期間は概ね1週間といたします。募集情報をご確認の上、出店を希望される場合は、別添3の出店事業者募集申込書を、P8に記載の書類提出先までメールでご提出ください。申込書の内容に基づき、出店事業者の選定を行います。

・申込書記入時の注意点

①土地使用料率について

原則として3%以上(小数点以下は第1位まで)の範囲で記入いただきます。「V 土地
使用料の支払い」に記載のとおり、出店事業者として選定された場合には、申込書に記入
いただいた内容を基に、土地使用料をお支払いいただきます。

②出店予定時間数について(継続出店型のみ記入)

出店予定時間数を記入いただきます。四半期(4~6月、7~9月、10~12月、1~3月)
ごとの1ヶ月あたり出店実績が出店予定時間数の80%を下回る場合は、キッチンカーの
営業に必要な土地使用承認を当社が取り消すことができます。ただし、出店
事業者は、出店実績が提示時間数の80%に満たなかった合理的な理由(需要、天候等)
を添えて、土地使用承認の継続について当社に協議できるものとします。この点を十
分留意いただき、実現可能な時間数を記入してください。

③その他

出店区分ごとに継続出店型、イベント出店型の2種類の申込書があります。募集情報に
記載された出店区分と同じものをご提出ください。

記入いただいた内容について、ヒアリング等をさせていただく場合があります。

万が一、メールシステムの不具合等でお申込書の不着があった場合は、責任を負いかね
ます。

Ⅲ 出店事業者の選定

2者以上のお申込みがあった場合は、以下の順位により選定します。
出店区分によって、以下のとおり選定方法が異なります。

・継続出店型

- ① 1ヶ月あたりの、最も多い出店予定時間数を提示した者
- ② ①が複数いる場合は、最も高い土地使用料率を提示した者
- ③ ②が複数いる場合は、抽せんによる

・イベント出店型

- ① 最も高い土地使用料率を提示した者
- ② ①が複数いる場合は、抽せんによる

Ⅳ 土地使用承認

当社は、選定された出店事業者に対し、参考2「キッチンカー事業運営のための土地使
用承認について」により、営業に必要な土地使用承認を行います。なお、キッチンカーの出店
は、当社からの土地使用承認日以降に可能となりますので、ご注意ください。

Ⅴ 土地使用料の支払い

別添4の売上報告書を標準とした様式により、売上のあった月の翌月5営業日までに出店
日時や税込売上金額を報告していただきます。この売上金額に、お申込時に記入いただいた
土地使用料率を乗じた金額(小数点以下は切り捨て)を土地使用料として、当社から原則
として四半期ごとに請求します。上記により算出した土地使用料には消費税を含みます。

3 出店事業者募集申込にあたっての注意事項

- (1)お申込みにあたっては、事前に現地の下見をしていただくようお願いします。
- (2)申込資格がない場合又は申込書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、お申込みを無効とします。また、虚偽の記載が土地使用承認後に判明した場合は、承認を取り消す場合があります。
- (3)出店事業者として選定された者が、万が一、やむを得ない理由により出店を辞退した場合等、出店が困難であると当社が判断した場合には、選定を取り消し、他の申込者を出店事業者として新たに選定する場合があります。この場合、選定順位が高い申込者から順に、出店の意向があるか確認させていただいた上で選定します。
- (4)出店事業者の選定において抽せんとなった場合は、表紙に記載の渋谷美竹事務所において実施します。お申込された事業者の社員が1名までご参加可能です。日時等詳細は、抽せんが必要となった場合のみ個別に通知します。なお、抽せんへの参加の有無は、当落に一切影響ございません。

4 キッチンカー出店にあたっての注意事項

以下に掲げる注意事項を遵守してキッチンカーの出店を行ってください。遵守いただけない場合、土地使用承認を取り消す場合があります。

- (1)個別の出店事業者募集時に定める出店条件を遵守すること。
- (2)当社からの土地使用承認後、速やかに営業開始すること。
- (3)営業及び取扱い品目などについて、官公署の許認可が必要な場合は、許認可を得ること。
- (4)営業に必要となる免許等を有すること。
- (5)住宅内の居住者及び店舗賃借人のみなさんと円満な関係を築くことができること。
- (6)「東京都安全安心まちづくり条例」(平成15年東京都条例第114号)第28条第1項に規定する危険薬物(以下「危険薬物」という。)の販売等(製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること)又は同条例31条第1項に規定する特殊詐欺(以下「特殊詐欺」という。)を目的としないこと。
- (7)キッチンカーに関する事故・苦情・トラブル等が発生した際には緊急対応が可能な体制を整えることとし、全て事業者の責任において迅速に対応すること。特に重大な事故・苦情・トラブル等については迅速に当社に第一報を伝えるとともに、問題解決に向け真摯に対応し、対応状況・対応記録を適宜当社に報告・相談すること。
- (8)利用者の怪我の補償や損害賠償事故(対人・対物)の補償を可能とするため、必ず保険加入すること。
- (9)台風などの災害における事故防止策を適切に実施すること。
- (10)電気設備が必要な場合は、発電機等の電源設備を用意し発電機等による騒音を軽減するための十分な対策を講じること。
- (11)車内に給排水タンクを整備し、住宅内設備を使用した給排水は行わないこと。
- (12)出店場所の汚損防止のため、出店場所へのシートの敷設について、当社の指示に従うこと。
- (13)販売口付近にゴミ箱を設置すること。
- (14)撤収時に車両回り及び周辺の清掃を行うこと。また、発生したゴミは出店事業者の負担により処分すること。
- (15)出店事業者は出店初日に必ず現地立会いを行うこと。
- (16)当社の住宅管理上必要な工事(保全工事)等に協力すること。
- (17)当社から提供する駐車許可証を、駐車車両の外から見える位置に掲示すること。
- (18)出店場所付近でのテーブル・椅子等の設置は、当社と協議の上で行うこと。
- (19)その他当社から個別に指示された住宅管理上の注意事項等を遵守すること。

5 本件に関する問い合わせ先(申込書等の提出先)

東京都住宅供給公社

住宅総合企画部 住宅再生事業推進課 キッチンカー担当

住所 :〒150-8543 東京都渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹3階

電話 :03-3409-2261(代表)

メール :juutakusaiseijigyousuishin@to-kousya.or.jp

以上

キッチンカー 事前登録申込書

令和 年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称 _____

代表者 _____ ㊞

以下のとおり、事前登録の申込みをいたします。なお、申込みにあたって、「JKK 東京(東京都住宅供給公社)キッチンカー出店事業者募集要項」の内容について承諾しました。

法人等名称	
代表者	
住所	〒
担当部課・担当者	
電話番号	
メールアドレス	

以上

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

1 から 6 までの各項目末尾<いたします・いたしません>は、どちらかを○で囲んでください。

1 当社、当社の役員又は社員（以下、「当社等」という。）が、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2 当社等は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 当社等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(裏面に続きます)

キッチンカー出店事業者募集要項
別添2

4 当社等は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

- ① 下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
- ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

※下請け又は再委託業者を利用しない場合は、＜いたします＞を○で囲んでください。

5 当社等は下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

※下請け又は再委託業者を利用しない場合は、＜いたします＞を○で囲んでください。

6 当社等は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切当社の責任とすることを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

東京都住宅供給公社 理事長 殿

件 名 JKK東京（東京都住宅供給公社）キッチンカー 事前登録申込

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名
(役職名を含む)

登録印

※所在地、商号又は名称、代表者氏名は公社に登録している内容でご記入ください。

※年間代理人及び使用印を定めている場合は、当該年間代理人名をご記入いただき、当該使用印を使用してください。

キッチンカー 出店事業者募集申込書 **継続出店型**

令和__年__月__日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称_____

代表者_____

以下のとおり、出店事業者募集にかかる申込みをいたします。

募集番号	継 —
住宅名	
1ヶ月間あたりの出店予定時間数	時間
出店頻度・時間帯の予定 ※1	
土地使用料率 ※2	%

※1 1ヶ月間あたりの出店予定時間数の補足情報として、「週〇回 〇時～〇時」など、予定している出店頻度、日時を簡潔に記入してください。

※2 小数点以下は第1位まで記入してください。

小数点第2位以下の記入がある場合は、小数点第1位までの土地使用料率で申込みがあったものとみなします。

<申込者情報>

登録番号 (登録事業者通知書に記載あり)	K —
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

以上

キッチンカー 出店事業者募集申込書 **イベント出店型**

令和__年__月__日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称_____

代表者_____

以下のとおり、出店事業者募集にかかる申込みをいたします。

募集番号	イ —
住宅名	
土地使用料率 ※1	%

※1 小数点以下は第1位まで記入してください。
小数点第2位以下の記入がある場合は、小数点第1位までの土地使用料率で申込みがあったものとみなします。

<申込者情報>

登録番号 (登録事業者通知書に記載あり)	K —
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

以上

キッチンカー 登録事業者通知書

令和 年 月 日

様

東京都住宅供給公社
理事長

貴社はキッチンカーにかかる登録事業者となりましたので、通知申し上げます。

登録番号	
登録有効期間	本通知書の発行日から令和 年 月 日まで
法人等名称	
代表者	
住所	〒

「JKK 東京(東京都住宅供給公社)キッチンカー出店事業者募集要項」に定める事項を遵守いただけない場合、登録を取り消すことがあります。

以上

殿

東京都住宅供給公社
理事長

キッチンカー事業運営のための土地使用承認について

標記について、下記条件を付して承認します。

記

1 使用承認内容

(1) 使用承認土地

住宅名

所在地

東京都〇〇区〇〇（別添図面の範囲）

(2) 使用目的

店舗機能を有した自動車を停車させ、住宅の居住者及び近隣住民に物品又はサービスを提供する事業の運営（以下「キッチンカー事業運営」という。）を行うこと。

(3) 承認期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(4) 使用可能日時

〇曜日：〇時から〇時まで

〇曜日：〇時から〇時まで

その他、住宅管理上の理由等により、個別に使用可能日時を指示する。

(5) 売上の報告

キッチンカー事業運営にかかる売上について、売上があった月の翌月5営業日までに、当社が定める様式を標準とした売上報告書により報告すること。

(6) 土地使用料

使用料は、期間中の売上額の合計に土地使用料率〇パーセントを乗じた金額（小数点以下は切り捨て。消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）と

し、原則、四半期ごとに当社より請求を行う。当社の定める期間内に指定口座に振り込むこと。振込手数料は負担すること。

なお、使用料について全部又は一部の支払いを怠ったときは、延滞損害金として、支払期限の翌日から延滞した土地使用料の額に対して延滞日数に応じ年利14.6%の割合を乗じて計算した額を当社に支払わなければならない。

キッチンカー出店事業者募集要項 参考2

- 2 使用承認した目的以外に使用したとき、支払期限から起算して3か月以上にわたって土地使用料の支払いを怠ったとき、住宅管理上の理由等により土地の使用が困難になったとき、又は登録事業者の要件を満たさなくなったときは、土地使用承認を取り消す場合がある。
- 3 使用期間の満了又は承認が取り消されたときは、原状回復のうえ土地等を当公社へ引き渡すこと。
- 4 キッチンカーに関する事故・苦情・トラブル等が発生した際には緊急対応が可能な体制を整えることとし、全て事業者の責任において迅速に対応すること。特に重大な事故・苦情・トラブル等については迅速に当公社に第一報を伝えるとともに、問題解決に向け真摯に対応し、対応状況・対応記録を適宜当公社に報告・相談すること。緊急時の当公社連絡先は別途通知する。
- 5 その他、登録事業者及び出店事業者募集時に定める事項や、当公社からの指示を遵守すること。遵守されない場合は、使用承認を取り消す場合がある。

(特記事項欄)

以上